

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案）」に対する
意見公募の実施結果について（案）

令和●年●月●日

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業制度企画室

令和7年2月28日付で電力・ガス取引監視等委員会「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案）」に関して、意見公募手続を実施しました。お寄せいただいた御意見と、御意見を考慮した結果をまとめましたので、公表いたします。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年2月28日～3月31日

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにより周知を図り、e-Govにより御意見を募集。

2. 提出意見数

5件

※ なお、「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案）」や発電側課金制度に言及のない御意見（1件）については、電力・ガス監視等委員会事務局の考え方は示しませんが、承っております。

3. 結果の公示日、提出意見及び提出意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和●年●月●日（●）

(2) 別紙のとおり

4. 本件に対するお問い合わせ先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室

TEL：03-3501-5847

いただいた御意見に対する考え方（案）

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、誤字や変換ミス等は修正・追記しております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>発電側課金で電気事業者が増える負担は、そのまま一般家庭への電気料金値上げに転嫁されるため反対する。</p> <p>逆潮流 10kW 未満のところは”当面の間”課金対象外とされているが、つまりはいずれ課金するという意味である。これから一般住宅に太陽光発電導入を考えている家庭では、将来の売電利益が少なくなるため、設置をとりやめるケースが多発すると考えられる。発電側課金は再エネ普及にブレーキをかける仕組みである。</p>	<p>発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うために導入された制度です。</p> <p>発電側課金は受益と負担の観点から、特定の電源に有利・不利が生じないように、原則、システムに逆潮する全ての電源を課金対象とすることを基本としております。その上で、例外的に、システムへの逆潮が 10kW 未満の小規模な電源は、他の電源と比較して、送配電関連費用を大きく増やさないとされることや実務的なコスト等を考慮して、当分の間、課金対象外としております。</p> <p>10kW 未満の電源を課金対象とするか否かに関しては、様々な事情を踏まえつつ、その必要が生じた場合には、適切に検討することとしたいと考えております。</p>
2	<p>この負担というものは、強引な再エネ推進によるものではないでしょうか。ただでさえ国民に再エネ賦課金を課している中で、ここで発電側に課金しても、結局は価格に転嫁され、消費者の負担が増えるだけではないでしょうか。再エネ推進はやめていただきたい。</p>	<p>発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、これまで、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者にも一部の負担を求めることで、より公平な費用負担とするものであり、制度上、負担総額が増加するものではございません。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3-1	<p>意見 1.</p> <p>* 発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 該当箇所 P17-18</p> <p>(x) 発電側課金における制限中止割引の廃止</p> <p>(xi) 発電側課金における災害時の特別な措置</p> <p>* 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本改定について、賛同いたします。 ・ 本改定を含む制度全体が適切に運用されているか、引き続き十分な監視をお願いします。 <p>* 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様に送配電都合により送配電設備を利用できないことを踏まえ、需要側の制限中止割引と同じ水準・内容で措置され、需要側の制限中止割引の廃止理由を踏まえると、コスト削減効果を発現するには発電側においても同様の措置を執る必要があること。 ・ また、過去の制度設計専門会合での議論では、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比較して、発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低いという考え方が示されており、発電側課金の制限中止割引が存続する合理性は乏しいこと。 ・ 需要側託送料金の制限中止割引が廃止されることを踏まえ、資源エネルギー庁の審議会において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能し 	<p>本改定を含め、発電側課金制度全体が適切に運用されているか、アンケート・ヒアリング調査等、引き続き十分な監視を行ってまいります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>てきた実態等を考慮し、同等の仕組みを備えた代替措置を備えることが適当と整理されたため。</p> <p>*参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第100回 制度設計専門会合（2024年8月27日） <p>発電側課金について（P12-14）</p> <p>https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/100_04_00.pdf</p>	
3-2	<p>意見2.</p> <p>*発電側課金の導入について 中間とりまとめ（改定案） 該当箇所 P40-42</p> <p>2 転嫁状況の監視 転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用（契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等）がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。</p> <p>なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施とすることとした。</p> <p>（中略）【発電事業者】</p> <p>→卸電力市場や相対取引など、複数の方法によって売電を行う場合、発電側課金の転嫁をどのように行ったか。特に、相対取引に関しては、どのように転嫁の額を決めたか。</p> <p>→ 複数の小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように発電側課金相当</p>	<p>発電側課金について、中間とりまとめの整理に基づき、昨年度、小売電気事業者及び発電事業者を対象としたアンケート・ヒアリング調査を行い、その結果に関して公表を行っております（第4回制度設計・監視専門会合 資料4（2024年12月26日））。</p> <p>引き続き、御指摘の点も踏まえつつ、当面の間、年に1回のアンケート・ヒアリング調査を行い、その結果を公表することとしたいと思います。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>分を案分したか。</p> <p>→ 御社の所属するグループの傘下に、小売電気事業者が存在する場合、グループ外とグループ内の小売電気事業者に対して、どのように内外無差別を確保したか。</p> <p>*意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」では、本制度の費用負担について発電と小売との間で適切に協議が行われるよう制定されています。 ・小売電気事業者に転嫁される発電側課金相当額の妥当性においては、その内訳について説明責任を果たしていただくようお願いします。 ・発電事業者のグループ傘下に小売電気事業者が存在する場合、グループ内外の内外無差別の確保が達成されているかについて、監視をお願いします。 <p>*理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者に転嫁される発電側課金相当額の妥当性は、小売電気事業者側では把握できない場合もあり、算出根拠について発電事業者の説明責任が果たされているか確認をお願いします。その上で説明責任が果たされていない場合は、必要に応じて制度的措置の検討をお願いします。 ・発電側課金相当額について、特に相対契約では内訳に明記されないケースも多く、また、JEPX市場からの調達では構造的に把握できない問題があります。 ・とくに市場支配力を有する事業者の適切な監視が必要であり、また、監視結果や検証結果の公表については引き続き検討をお願いします。 	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3-3	<p>意見 3.</p> <p>発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 該当箇所 P40</p> <p>3. 発電側課金の転嫁</p> <p>1 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化</p> <p>発電側課金の小売側への転嫁の円滑化については、これまでの議論として、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電と小売との協議が適切に行われるよう、「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定・制定した。</p> <p>2 転嫁状況の監視</p> <p>転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用(契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等)がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。</p> <p>なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施とすることとした。</p> <p>*意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について、一定の改善、対応 	<p>一般送配電事業者の手続き改善要望への最新の対応状況については、第8回制度設計・監視専門会合 資料5(2025年4月25日)において公表しております。実施の可否を含め、検討に留まっているその他の改善要望については、引き続き検討結果のフォローアップと公表を適時行うこととしたいと思います。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>について感謝いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、実施の可否を含め、検討に留まっているその他の改善要望については、引き続き検討結果のフォローアップと公表をお願いします。 <p>*理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について、一定の改善、対応が進められている認識です。 ・2027年度目途の対応を検討された電子化については、適宜対応状況の公表をお願いします。 ・今回、引き続き検討することとされた、一部エリアにおいて計算結果一覧及び代理回収結果一覧が CSV ファイルのみでの提供となっている点、また、一部のエリアにおいて相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっている点について、エリア毎に異なる様式で処理を行うことは、広域で事業を行っている小売電気事業者にとって業務処理上の負担となっており、個社最適ではなく電力事業における全体最適の視点で、継続的な改善を望みます。 ・制度設計・監視専門会合での公表のとおり、引き続き取り組みをお願いします。 <p>*参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回 制度設計・監視専門会合（2025年2月28日） 発電側課金の状況について（P11-12） <p>https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/006_07_01.pdf</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
4-1	<p>意見1 発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 該当ページ P10</p> <p>意見内容：以下、記載部分における計量方法についても整理いただきたい。</p> <p>発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い</p> <p>発電併設蓄電池を設置した場合の kWh 課金は、蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電以外（＝発電設備からの発電分）が対象</p> <p>意見理由：特定計量制度により、計量制度の緩和が進んではいるが、500kW 以上の出力の電源（電池含）においては、特定計量は認められていないため、別途の特定計量器（検定付）の設置が必要になる理解である。当該計量器が事業者負担となることは避けるように計量具体方法をご検討の上、各エリアで齟齬が出ないように例示等いただきたい。</p>	<p>発電併設蓄電池を設置した場合における発電側課金の kWh 課金の対象電力量は、かかる地点での潮流が非常に複雑になることから、一般送配電事業者と発電事業者との協議により算定することが、各一般送配電事業者の託送供給等約款において規定されております。</p> <p>なお、その協議にあたって検定付き特定計量器の設置の必要が生じた場合には、託送供給等約款上、各一般送配電事業者の負担で取り付ける旨が規定されております。</p>
4-2	<p>意見2 発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 該当ページ P10</p> <p>意見内容：kW 課金について、既認定 FIT/FIP 電源に蓄電池を併設する場合の kW 課金の対象は発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分とあり、算出は当該既認定 FIT/FIP 電源と蓄電池の発電設備容量で案分というのとはどういう方法で算定になるのか。もう少し分かりやすく、明示いただきたい。</p> <p>（逆潮流契約電力（※）が 1MW、太陽光が 1MW(AC)、蓄電池が 1MW の場合、課金対象は同時最大受電電力 1MW を太陽光と蓄電池の設備容量で案分し、0.5MW が課金対象となるのか。）</p> <p>意見理由：kW 課金の対象とする案分方法が不明確であるため。</p> <p>※電力・ガス取引監視等委員会事務局注：同時最大受電電力を指すものと解釈いたしました。</p>	<p>御提示のケースにおいて、kW 課金の対象電力を算定するための案分の算定方法は、お示しいただいた条件に加え、発電併設蓄電池の需要に係る契約電力（接続供給課金対象電力）の差し引き分も考慮し、算定する必要があるため、契約電力（接続供給課金対象電力）を 0.5MW と仮定すると、具体的には以下のとおりとなります。</p> <p>（前提条件）</p> <p>①同時最大受電電力：1 MW</p> <p>②契約電力（接続供給課金対象電力）：0.5MW</p> <p>③既認定 FIT/FIP 電源の設備容量：1 MW</p> <p>④発電併設蓄電池の設備容量：1 MW</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>(計算結果)</p> <p>・発電側課金対象電力</p> $= (1 \text{ MW}(\text{①}) \times 1 \text{ MW}(\text{④}) \div 2 \text{ MW}(\text{③} + \text{④}))$ $- (0.5 \text{ MW}(\text{②}) \times 1 \text{ MW}(\text{④}) \div 2 \text{ MW}(\text{③} + \text{④}))$ $= (1 \text{ MW}(\text{①}) - 0.5 \text{ MW}(\text{②})) \times (1 \text{ MW}(\text{④}) \div 2 \text{ MW}(\text{③} + \text{④}))$ $= 0.5 \text{ MW} \times 0.5$ $= 0.25 \text{ MW}$ <p>※既認定 FIT/FIP 電源に発電併設蓄電池が併設されている場合、kW 課金の対象電力は、発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分となる。そのため、「①同時最大受電電力」から「②契約電力（接続供給課金対象電力）」を差し引いた値について、「③既認定 FIT/FIP 電源の設備容量」と「④発電併設蓄電池の設備容量」で案分した値が当該対象電力となる。</p>
4-3	<p>意見3 発電側課金の導入について 中間とりまとめ (改定案) 該当ページ P11</p> <p>意見内容：発電併設蓄電池の kW 課金の対象イメージについて、逆潮流契約電力に対して対象となると認識しているが、(例として逆潮流契約電力(※) 1MW、太陽光 1MW、蓄電池 1MW の場合は kW 課金対象は 1MW) イメージ図からは重複して kW 課金されるように見えるため(太陽光・蓄電池合わせて kW 課金対象が 2MW のイメージ図と見える。) 注意書き等で上記点について記載するべきではないか。</p> <p>意見理由：kW 課金の対象として誤認を与える可能性があるため。</p>	<p>御指摘のような誤認が生じないように、また、4-2 における御回答を踏まえ、発電併設蓄電池の需要に係る契約電力（接続供給課金対象電力）の差し引き分があることが明確となるよう中間とりまとめの資料に以下の文言を注釈として追記させていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>※電力・ガス取引監視等委員会事務局注：同時最大受電電力を指すものと解釈いたしました。</p>	<p>(追記文言)</p> <p>上記 kW 課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際に kW 課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力（接続供給課金対象電力）の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。</p>
5	<p>1.該当ページ</p> <p>発電側課金の導入について 中間とりまとめ 概要 (改定案) スライド 29 ページの「各市場・取引における発電側課金の転嫁」に関する表中の「需給調整市場」の「調整力 kWh 市場の限界費用に kWh 課金分を織り込む。また」について</p> <p>2.意見</p> <p>調整力 kWh 市場の限界費用に kWh 課金分を織り込むと記載があります。このため、「需給調整市場ガイドライン」「需給調整市場において望ましい行為の詳細」1.(1)に定められている kWh 価格の式中の「一定額=限界費用×一定割合」における限界費用に、kWh 課金分を織り込むか否かについて、本中間とりまとめにおいて明確にご記載いただけないでしょうか。</p> <p>3.理由</p> <p>第 86 回制度設計専門会合・資料 9-1 (p.14) では、「kWh 課金分は調整力 kWh 市場において回収可能であることから、当年度分の固定費回収が済んだ電源等の一定額を算出する際の限界費用には、kWh 課金分は含めない」と整理されています。</p>	<p>「需給調整市場ガイドライン」の「需給調整市場において望ましい行為」で示されているとおり、調整力 kWh 市場について、競争的な市場において合理的な行動となる各電源等の価格は「限界費用＋一定額（限界費用×一定割合）」の算定式を満たすことが求められております。</p> <p>御提示の第 86 回制度設計専門会合 資料 9－1（2023 年 6 月 27 日）における整理のとおり、当該算定式の前段の「限界費用」に kWh 課金分を織り込むことが可能である一方、後段の一定額を算定する際の「限界費用」に kWh 課金分を含めない整理となっております。</p> <p>その点が明確になるように、中間とりまとめには以下の文言を追記させていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	そのため、調整力 kWh 市場の「一定額＝限界費用×一定割合」における限界費用に、発電側課金 (kWh 課金) を織り込むか否かは明確にされる必要があると考えます。	(追記文言) ただし、一定額を算出する際の限界費用には kWh 課金分は含めない。